

請求の範囲

- [請求項1] 麦汁発酵液を含み、真正エキ스가3.5%（w/w）以上であり、かつアルコール濃度が1%（v/v）未満であるビールテイスト発酵麦芽飲料。
- [請求項2] イソマルトース、イソマルトリオース及びパノースの濃度の和が4.0mg/ml以上である請求項1に記載のビールテイスト発酵麦芽飲料。
- [請求項3] 脱アルコール麦汁発酵液を含有する請求項1又は2に記載のビールテイスト発酵麦芽飲料。
- [請求項4] 前記麦汁発酵液の外観最終発酵度が80%以下である請求項1～3のいずれか一項に記載のビールテイスト発酵麦芽飲料。
- [請求項5] トランスグルコシダーゼ処理麦汁を酵母発酵させて、80%以下の外観最終発酵度を有する麦汁発酵液を得る工程；
該麦汁発酵液からアルコールを除去することで、そのアルコール濃度を1%（v/v）未満に減少させる工程；
を包含する、アルコール濃度が1%（v/v）未満であるビールテイスト発酵麦芽飲料の製造方法。
- [請求項6] 前記ビールテイスト発酵麦芽飲料の真正エキ스가3.5%（w/w）以上である、請求項5に記載のビールテイスト発酵麦芽飲料の製造方法。
- [請求項7] 前記ビールテイスト発酵麦芽飲料におけるイソマルトース、イソマルトリオース及びパノースの濃度の和が4.0mg/ml以上である、請求項5又は6に記載のビールテイスト発酵麦芽飲料の製造方法。